平成十年大蔵省告示第二百二十号 (銀行法施行令第五条の二第二項第一号に規定する金融機関等を定める件)

の貸付けに係る業務の代理又は媒介とする。十一号)第一条第四号に規定する金融庁長官の指定するものの資金	
は、貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八第三条(規則第十三条第七号に規定する金融庁長官が別に定めるもの(業務の代理又は媒介)	第三条 削除
現	改正案
	3

平成十年大蔵省告示第二百二十二号 (長期信用銀行法施行令第二条に規定する剰余金及び引当金等を定める件)

第二条 削除 (現金自動支払機等) (現金自動支払機等) (現金自動支払機等) (現金自動支払機等) (現金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (利金の受払事務の委託等) (利金の受払事務の要託等) (利金の受払事務の委託等) (利金の受払事務の委託を) (利金の受払事務の委託を) (利金の受払事務の委託を) (利金の受払事務の委託を) (利金の受払事務の委託を) (利金の受払事務の委託を) (利金の受払事務の会託を) (利金の受払事務の会託を) (利金の受払事務の会託を) (利金の受払事務の会託を) (利金の受払事務の会託を) (利金の受払事務の会託を) (利金の会託を) ((業務の代理又は媒介) () 第四条第五年八年法律第三十二号) 第二条 長期信用銀行法施行規則(以下「規則」という。)第四条第四号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、貸金業の規制等に関連又は媒介とする。 () 現金自動支払機等) () 現金自動支払機等) () 現金の受払事務の委託等) () () () () () () () () () (
改正案	現行
条削除	務
、見をヨカミム幾年)	1.見を当力を公後等と
見い (表に配合による) はに、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	Z.
る機械とする。第一項第八号に裁定する金融庁長官か別に定める機械に、沙に接げ、	める機械は、次に掲ける機械とする
(預金の受払事務の委託等)	(預金の受払事務の委託等)
規則第十二条の四の四に規定する金融庁長官が別に定める者	
	次に掲げる者と
一 (略)	一 (略)
- 一覧を覚去、召印5十八年去津第三十二号、第三条第一頁の登录	

2 (略)	2 (略)
三 (略)	三(略)
他これに準ずる者	
和三十六年法律第百五十九号)第三十一条の登録を受けた者その	五十九号)第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者
第三条第一項の登録を受けた者であって、かつ、割賦販売法(昭	を受けた者であって、かつ、割賦販売法 (昭和三十六年法律第百

平成十八年金融庁告示第九十二号(銀行法施行規則第十三条の六の四の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者

等を定める件)

三 (略)	五十九号)第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者	を受けた者であって、かつ、割賦販売法(昭和三十六年法律第百二)貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項の登録	一(略) 規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。	第一条 銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十三条の六の四に(予答の受払罪者の対議等)	く可なりで人事をつまれずと	改正案
三 (略)	他これに準ずる者和三十六年法律第百五十九号)第三十一条の登録を受けた者その	第三条第一項の登録を受けた者であって、かつ、割賦販売法(昭二)貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)	一(略) 規定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。	第一条(銀行法施行規則(以下「規則」という。)第十三条の六の四に(予答の予括電系の登記等)	へ真をり受く事务の長も手と	現行

る 件)

平成十八年金融庁告示第九十三号(信用金庫法施行規則第百八条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定め

(略) 三 (略) 他これに	五十九号)第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者(おこれにを受けた者であって、かつ、割賦販売法(昭和三十六年法律第百)(第二	貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項の登録 ニー貸(略)	定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。 定する第一条 信用金庫法施行規則(以下「規則」という。)第百八条に規 第一条(預金の受払事務の委託等) (預金	改正案
(略)(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	和三十六年法律第百五十九号)第三十一条の登録を受けた者その第三条第一項の登録を受けた者であって、かつ、割賦販売法 (昭	貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)(略)	定する金融庁長官が別に定める者は、次に掲げる者とする。一条 信用金庫法施行規則(以下「規則」という。)第百八条に規(預金の受払事務の委託等)	現行

平成十八年金融庁告示第九十四号(協同組合による金融事業に関する法律施行規則第四十五条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委

託する場合の委託者を定める件)

	五十九号)第三十一条の登録を受けた者その他これに準ずる者を受けた者であって、かつ、割賦販売法(昭和三十六年法律第百年資金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項の登録(二		」という。)第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める者は、 」と「条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(以下「規則 第一条(預金の受払事務の委託等) (預・	改 正 案
三(略) ののでは、これに準ずる者 ののでは、これに準ずる者	和三十六年法律第百五十九号)第三十一条の登録を受けた者その第三条第一項の登録を受けた者であって、かつ、割賦販売法(昭一 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)	- (略) 次に掲げる者とする。	」という。)第四十五条に規定する金融庁長官が別に定める者は、一条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(以下「規則(預金の受払事務の委託等)	現行

平成十八年金(融)庁(労働金庫法施行規則第九十条の規定に基づく預金等の受払事務を第三者に委託する場合の委託者等を定

める件)

理 (略) 「預金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (預金の受払事務の委託等) (明金の受払事務の委託等) (明金の受払事務の委託等) (明金の受払事務の委託等) (明金の受払事務の委託等) (明金の受払事務の委託等) (明金の受払事務の委託等) (明金の受払事務の委託等) (明金の受払事務の委託等) (明金の受払事務の委託等)
--